

社会福祉法人 ちいしば会
役員等の報酬等並びに費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人ちいしば会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 理事長とは、役員のうち、この法人の代表権を有し理事会が定める日常業務の専決を行う者をいう。
- (3) 業務執行理事とは、役員のうちから定款第25条により選任された理事をいう。
- (4) 常務理事とは、本規程第3条第2項第1号の業務を執行するため、週あたり3日以上定期で継続的に勤務する理事をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退任慰労金であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費含む）及び手数料等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 この法人は役員等が行う以下の業務に対して報酬等を支給する。

- ① 役員等が行う日常の専決事項のほか、定款もしくは定款施行細則で定められた継続的かつ定期的に執行する必要のある業務に対する報酬
- ② 評議員会、理事会への出席等単発的に役員等が携わる業務に対する報酬

- 3 役員等が本法人の職員もしくは利用者であり、前項 1、2 号の規定による業務を勤務時間中や利用時間の中で行う場合において報酬等は支給しない。
- 4 常務で勤務する理事には以下の基準で報酬等を支給する。
 - ① 本条第 2 項第 1 号の業務を行うための報酬ならびに賞与
 - ② 常務での勤務を退任する際の慰労金
 - ③ 常務での勤務中に第 2 項 2 号の業務を行う場合において報酬等は支給しない

(報酬等の額の決定)

- 第 4 条 この法人の全理事の報酬総額は、年間 350 万円以内とする。
- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間 60 万円以内とする。
 - 3 前条第 2 項第 1 号ならびに第 2 号の報酬については、別表第 1 のとおり支給する。
 - 4 前条第 4 項第 1 号の報酬については、別表第 2 のとおり支給する。
 - 5 前条第 4 項第 1 号の賞与については、別表第 3 のとおり支給する。
 - 6 前条第 4 項第 3 号の退任慰労金については、別表第 4 のとおり支給する。
 - 7 別表第 1 ~ 第 4 号に定める金額、内容等の決定、改訂については、評議員会の決議によって定めるものとする。

(費用弁償の支給)

- 第 5 条 この法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。
- 2 第 3 条第 2 項第 1 号、2 号に要する交通費を支給し、その計算方法は本法人正規職員給与規程第 5 条の通勤手当に準じて支給する。
 - 3 役員等には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、職員旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

- 第 6 条 第 4 条第 3 項～第 5 項に規定する報酬等は、翌月 10 日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、翌営業日に支払うものとする。

- 2 第4条第6項に規定する賞与は、6月1日、12月1日を基準日として基準日前6ヶ月の出勤すべき日数に対する出勤率（少数以下四捨五入）を乗じて、6月、12月の報酬等に併せて10日に支給する。
- 3 第4条第7条に規定する慰労金は、常勤での勤務を退任してから1月以内に支給する。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公 表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補 則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は2017年 6月22日(評議員会の議決日)から施行する。

この規程は2025年10月15日（評議員会の議決日）から施行する。

別表 1 報酬表

1 日につき 4 時間未満の業務	8,000 円
1 日につき 4 時間以上の業務	16,000 円

別表 2

別表 1 に定める額 × 月平均出勤回数

別表 3

別表 2 に定める額 × 当該年度の支給率×
過去 6 ヶ月の出勤率（少数以下四捨五入）

※ 理事会で決定した当該年度の職員賞与と同じ支給率

別表 4

常務で勤務した歴年数 × 125,000 円